

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年11月20日

独立行政法人農畜産業振興機構

契約事務責任者 総括理事 清家 英貴

1 入札に付する事項

- (1) 委託調査件名 平成24年度甘味料及びでん粉の需要実態調査
- (2) 委託調査内容 仕様書による
- (3) 履 行 期 限 平成25年3月29日(金)
- (4) 調査結果報告先 独立行政法人農畜産業振興機構調査情報部

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 「競争参加者資格審査等事務取扱要領」(平成15年10月1日付け15農畜機第152号)第6条及び第7条の規定に該当しない者であること。

※「競争参加者資格審査等事務取扱要領」(抜粋)

(有資格者とししない者)

第6条 契約事務責任者は、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団等の反社会的勢力に該当する者を有資格者とししないものとする。

(有資格者とししないことができる者)

第7条 契約事務責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後3年間有資格者とししないことができるものとする。これを代理人・支配人として使用する者についても同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関し不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監査又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 資格審査申請書その他の資格審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者

- (7) 資格審査の申請の時期の直前1年における法人税若しくは所得税又は事業税であって納期の到来したものを当該申請の時までに納付していない者
- (8) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人・支配人その他の使用人として使用した者
- (9) その他有資格者と認められない相当な事由がある者

- (2) 前項に該当する者を入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 入札時において、機構の入札参加資格に関する事前審査を受けこれに合格した者であって、かつ平成22～24年度独立行政法人農畜産業振興機構競争参加資格における業種区分「調査・研究」に登録されている者
- (4) 食品の生産、流通、消費について知見を有し、食品に関する全国的な調査の実績を有する者
- (5) 入札関係資料の交付を受けた者

3. 入札説明会に関する事項

- (1) 日時：平成24年11月28日（水）14：00から
- (2) 場所：独立行政法人農畜産業振興機構 北館6階中会議室
- ※1 仕様や入札関係書類の確認、質疑応答等を行う。
- ※2 入札説明会の参加希望者は、別紙1「平成24年度甘味料・でん粉需要実態調査に係る入札説明会出席届」に記入のうえ、締切期限（入札説明会前日）までに8の問い合わせ先へ提出を行うこと。併せて説明会までに会社等要覧及び2の（3）を確認出来る書類を提出すること。なお、出席者は各社2名以内とする。
- ※3 入札説明会に参加しない者であって入札説明書の交付を希望する者は、別紙2「平成24年度甘味料及びでん粉の需要実態調査に係る入札説明書交付申請届」に記入のうえ、締切期限（入札日前日）までに8の問い合わせ先へ申込を行うこと。

4. 入札の日時及び場所

- (1) 日時：平成24年12月10日（月）14：00から
- (2) 場所：独立行政法人農畜産業振興機構 北館6階中会議室

5. 入札保証金及び契約保証金に関する事項 免除

6. 独立行政法人の契約に係る情報の公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところである。

これに基づき、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとし、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行うためご理解とご協力をお願いする。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなす。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上のいずれかの区分に該当する
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供する情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内

7. その他必要な事項

(1) 入札の無効

本公告に示した入札参加に必要な資格等のない者の入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

(3) その他の事項

本競争の実施に当たっては、本公告に定める事項（入札関係資料を含む）のほか、独立行政法人農畜産業振興機構契約事務細則により定める事項によることとする。

8. 問い合わせ先

東京都港区麻布台2-2-1 麻布台ビル 南館1階

独立行政法人農畜産業振興機構 調査情報部 中司（なかつかさ）

メール：nakatsukasa（アットマーク）alic.go.jp

※スパムメール対策のため（ ）内の@は省略してある

電話：03（3583）9804

FAX：03（3584）1246

(別紙1)

「平成24年度甘味料及びでん粉の需要実態調査」に係る入札説明会出席届

平成 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

契約事務責任者 総括理事 清家 英貴 殿

住 所

法人名

「平成24年度甘味料及びでん粉の需要実態調査」に係る入札説明会への出席を希望します。なお、入札説明会への出席等に関する担当者は下記のとおりです。

記

(担当者)

所属・役職

担当者氏名

電話番号

FAX番号

E-mailアドレス

※ 出席者複数の場合は、お手数ですが出席者それぞれについて記入して下さい。

(別紙2)

「平成24年度甘味料及びでん粉の需要実態調査」に係る入札説明書交付申請届

平成 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

契約事務責任者 総括理事 清家 英貴 殿

住 所

法人名

「平成24年度甘味料及びでん粉の需要実態調査」に係る入札説明書の交付を希望します。
なお、この件に関する担当者は下記のとおりです。

記

(担当者)

所属・役職

担当者氏名

電話番号

FAX番号

E-mailアドレス

平成24年度甘味料及びでん粉の需要実態調査仕様書

1 調査の目的

近年、消費者の低甘味嗜好、加糖調製品及び代替甘味料の輸入増加等により、砂糖の需要は減少傾向にある。特に、主にタイ及び韓国から輸入されているソルビトール調製品については、砂糖に対する直接の代替品として、製菓・製パン、水産練製品、佃煮等に多く使用され、我が国の砂糖の需要量に大きな影響を与えている。

一方、国内産いもでん粉は平成19年度の制度改正以降、市場の需給事情に応じたでん粉の取引が行われており、糖化製品用から加工食品用への転換に向けた取組などが求められているところである。また、輸入化工でん粉のシェアが年々増加しており、国内産いもでん粉と競合している。

このため、甘味料については、今後の砂糖の需要回復に向けた方策の検討・実施に資するため、砂糖、加糖調製品、代替甘味料などのユーザーにおける使用実態について調査する。

また、でん粉については、今後の国内産いもでん粉の販売用途の糖化製品用から加工食品用への転換に向けた取組に資するため、国内産いもでん粉、各種輸入でん粉、化工でん粉などのユーザーにおける需要実態について調査する。

2 調査の内容

(1) 調査対象期間

断りのない限り平成24年（1～12月）

(2) 調査対象品目

① 甘味料

ア. 砂糖

イ. 液糖（砂糖水）

ウ. 黒糖

エ. ぶどう糖果糖液糖

オ. 果糖ぶどう糖液糖

カ. ソルビトール調製品（関税分類番号 2106.90-510）

キ. ココア調製品（関税分類番号 1806.10-100、1806.20-191）

ク. ミルク調製品（関税分類番号 1901.90-219、2106.90-284）

ケ. 加糖あん（関税分類番号 2005.51-190）

コ. 小麦粉調製品（関税分類番号 1901.90-252）

サ. その他調製品（関税分類番号 2106-90-590）

シ. 果糖（フラクトース）

ス. アスパルテーム

セ. マルチトール

ソ. アセスルファムK（カリウム）

タ. スクラロース

チ. トレハロース

② でん粉

ア. 国内産ばれいしょでん粉

イ. 国内産かんしょでん粉

ウ. コーンスターチ

エ. 輸入ばれいしょでん粉

オ. タピオカでん粉

- カ. 小麦でん粉
- キ. サゴでん粉
- ク. 豆でん粉
- ケ. 各種化工でん粉

(3) 調査対象企業

以下の①及び②の中の各分野の企業から調査先の選定を行い、調査を実施すること。

① 甘味料

菓子、清涼飲料、乳製品(デザート)、洋生菓子、パン、調味料類、漬物、佃煮・煮豆、水産練製品・珍味の各分野の需要動向が把握できる企業。(合計 30 社以上)

② でん粉

糖化製品、水産練製品、乳飲料、即席麺、春雨、片栗粉、スープ、菓子、冷凍食品、調味料、ハム・ソーセージ、パンなどの食品企業であって各分野の需要動向が把握できる企業。(合計 30 社以上)

- 注1：調査の継続性及び正確性を担保し、各分野の需要動向を把握するため、各分野最低1社以上とし、できる限り各分野の大手企業を含めること。
- 注2：調査企業数は有効な回答を得られたもののみをカウントすることとする。
- 注3：同一社内で複数分野に渡る場合、可能な限り分野ごとの調査項目について把握すること。
- 注4：甘味料とでん粉で調査対象企業が重複することは差し支えない。
- 注5：甘味料については、菓子、清涼飲料、乳製品、パンの4分野の合計を20社以上とすること。
- 注6：でん粉については、国内産ばれいしょでん粉、国内産かんしょでん粉を使用している企業をそれぞれ5社以上含めること。

(4) 調査項目

甘味料、でん粉それぞれについて、調査対象企業での取り扱いのあるすべての調査対象品目ごとに以下の項目について調査すること。

① 使用している調査対象品目の種類

ただし、Ⅱ1(1)③のソルビトール調製品については、調製品か単品の区分

また、Ⅱ1(2)⑨の各種化工でん粉については、

A 国産品か輸入品かの区分(可能であれば、輸入品についてはでん粉誘導体(関税番号：3505.10-100)、デキストリン等(同：3505.10-200)、膠着剤(同：3505.20-000)の区分)

B 原料(コーンスターチ、タピオカ、ばれいしょでん粉等)の区分

② 使用開始時期及び使用動機

③ 調査対象品目の仕入量及び今後の増減予測

ア. 年間仕入量：平成23年(1～12月)及び平成24年(1～12月)の実績

イ. 平成24年の仕入量の対前年増減要因

ウ. 今後の仕入量の増減見込み、意向とその理由

エ. でん粉の調査対象企業については、国内産ばれいしょでん粉またはかんしょでん粉使用に対する今後の意向

- ④ 調査対象品目の仕入価格
 - ア. 1 Kg 当たりの価格（平成 25 年 1 月時点）
 - イ. ここ 1 年間の価格動向に対する所感
- ⑤ 調査対象品目の仕入先
 - ア. 原産国
 - イ. 製造業者名及び当該業者ごとの仕入割合（可能な範囲でかまわない）
 - ウ. 流通業者名及び当該業者ごとの仕入割合（可能な範囲でかまわない）
 - エ. 仕入先の変更の有無。変更があった場合はその理由
- ⑥ 調査対象品目への評価
 - ア. 味覚等の品質面に対する評価
 - イ. 調達面に対する評価
 - ウ. 上記評価に基づき、平成 24 年において仕入先に改善を求めている事項及びその理由
 - エ. ミルク調製品を使用する際、構成する原料のうち最も注視するのは、ミルク、砂糖、デキストリンのどれか
- ⑦ 原料変更の状況
 - [平成 24 年 1 月以降において調査対象品目の切り替えがあった場合、その内容及び理由]
 - ア. 他の種類への切り替え
 - イ. 同一種類内での原産国の切り替え
 - ウ. 切り替えを行った理由
 - [今後、輸入糖又は輸入でん粉を国内産糖又は国内産いもでん粉に切り替える場合、その条件]
 - エ. 切り替えを行う際の基準（価格（例えば砂糖の日経相場価格とソルビット調製品の価格差が何年まで縮まれば国産砂糖を使用するか）、供給面など）
 - オ. 切り替えを行わない理由（味覚面や製造ラインの都合上など）
 - カ. 飲料メーカーについては、代替甘味料を使用したゼロ系飲料へシフトの意向
- ⑧ 調査対象品目の使用商品例
 - ア. 商品名又は製品カテゴリー
 - イ. 調査対象品目の使用割合
 - ウ. 商品の製造原価（可能な範囲でかまわない）
- ⑨ 原料調達窓口（でん粉のみ）

今後の機構における国内産いもでん粉の用途拡大の取組に資するため、追加の問合せ等ができるよう対象企業の下承を得た上で調達窓口（担当者）を記載してもらう

(5) 調査総括

甘味料、でん粉それぞれの調査対象品目ごとに、仕入量、仕入先、仕入価格の傾向を分析し、併せて使用している調査対象品目の切り替えや使用動向等について考察を行う。

4 調査の実施方法

調査対象企業との対面による聞き取り調査

5 調査計画(スケジュール)

～12月下旬	調査企画設計、調査先選定
1月～3月中旬	ヒアリング調査
～3月下旬	分析、取りまとめ、報告書納品

※計画に著しい変更がある場合は、その旨を速やかに機構へ報告し、機構の指示を仰ぐこと

6 成果品(報告書)

①調査対象企業全事例編 3部

②調査総括報告書 3部

③報告概要(レポート用(当機構の情報誌掲載用の原稿))

(※①については、調査対象企業ごとに各調査対象品目、各調査項目について整理したものとする。

②については甘味、でん粉それぞれの調査対象品目ごとに調査総括の内容に従って整理したものとする。

③については、昨年度のレイアウト等(下記 URL 参照)を参考にワードファイルで提出すること。

甘味料：http://www.alic.go.jp/joho-s/joho07_000517.html

でん粉：http://www.alic.go.jp/joho-s/joho07_000084.html

なお、個別企業の調査結果については、当機構が公表することはない。

7 その他

この仕様書及び契約書を遵守し、仕様書及び契約書に記載されていない事項については機構の指示に従うこと。